

地域密着型サービス事業者
（（介護予防）小規模多機能型居宅介護・
看護小規模多機能型居宅介護）

令和 7 年度
公募要項

令和 7 年 6 月

鳥取市福祉部長寿社会課

第1 公募の趣旨

鳥取市では、介護保険制度の安定的な運営を図るために、「第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「計画」という。）」の中で、介護サービスの見込量や、この見込量を確保するための方策などを定めています。

この計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を促進するため、事業者を募集します。

第2 公募する地域密着型サービス

- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

第3 応募資格

本件公募に参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者としします。

ア 法人であること。（看護小規模多機能型居宅介護については、法人又は病床を有する診療所を開設している者。）

イ 介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。

ウ 介護保険事業を実施している場合は、次の①から③のとおり適正に行っていること。

① 法人及び事業所運営に関し、介護保険法の規定に基づく監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。

② 新規整備を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと。（介護保険法の規定に基づく監査を受けている場合を含む。）

③ 経営状況に問題がないこと。

エ 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当していないこと。

オ 市税を滞納していないこと。

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項第4号の2から第12号及び第115条の12第12第2項第4号から第12号に該当しない法人であること。

キ 法人の代表者若しくは役員又は管理者予定者が、鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第2号に掲げる暴力団員に該当しないこと。また、法人又は事業所の運営に当たって、鳥取市暴力団排除条例第6条に定める者の支配を受けておらず、今後も受けないこと。

第4 事業計画立案にあたって

（1）応募の手続

ア 希望する事業者は、公募申込書（様式第1号）に事業計画書など必要書類を添付のうえ提出して下さい。

イ 提出書類等に関する質問は、原則として E-mail により受け付けますので、質問内容を質問書（様式第15号）に記入の上、提出してください。提出された質問に対する回答は、質問を受けた日から原則5日以内に鳥取市公式ウェブサイトで公表します。（以下 URL）

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1747269340875/index.html>

トップページ > くらしの情報 > 募集情報 > 介護保険サービス（地域密着型サービス・居宅サービス）事業者を公募します

(2) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、公募申出の辞退届出書（様式第14号）を提出してください。

(3) 開設までの流れ

本市計画に沿って、日常生活圏域ごとに計画的に整備を図っていく必要があることから、整備を希望する全ての事業者から事業計画書等を提出いただき、提出書類及びヒアリングにより審査の上、指定予定事業者として選定します。

開設までの具体的な手続きについては、以下の表をご確認ください。

令和7年6月2日 (月)	募集開始
応募書類の受付期間	・本要項に従って、応募書類の作成を進めてください。 ・応募書類の様式については、鳥取市公式ウェブサイト（下記URL）からダウンロードできます。 https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1747269340875/index.html ・応募書類の作成に伴う費用は全額事業者負担となります。 ・各提出資料について、複写の場合は必要に応じて原本証明をしてください。 ・ご提出いただいた応募書類は返却しませんので、必要な書類は控えをお取りください。
令和7年7月4日(金) 17時	<u>応募書類の提出締切（厳守）</u> ・長寿社会課まで、事前に来庁日時をお約束の上ご持参ください。その際、<u>フラットファイル</u>にとじて、<u>項目ごとにインデックス</u>をつけた<u>正本1部</u>を提出ください。 ・応募書類提出にあたり、資料の追加や修正をお願いすることがありますので、<u>締切日直前は極力避け、日程に余裕をもってご提出ください。</u> ・締切日を過ぎた資料の追加提出等はお受けできませんので、ご注意ください。 ・ご提出いただいた応募書類は、鳥取市の行政文書として情報開示の対象となります。
令和7年8月上旬 (予定)	選定（書類審査・ヒアリング）
令和7年8月中旬 (予定)	審査結果通知・公表 (結果の概要は鳥取市公式ウェブサイトで公表します。)
審査結果公表以降	①実施設計 ②建築確認申請 ③補助金申請 ④補助金交付決定（長寿社会課） ⑤入札・事業者決定 ⑥工事着手 ⑦工事完了 ⑧工事完了検査等（長寿社会課） ⑨補助金実績報告 ※補助事業が令和8年3月31日までに完了すること。
開設予定月の前々月の末日	事業所指定申請書類提出（指導監査室）

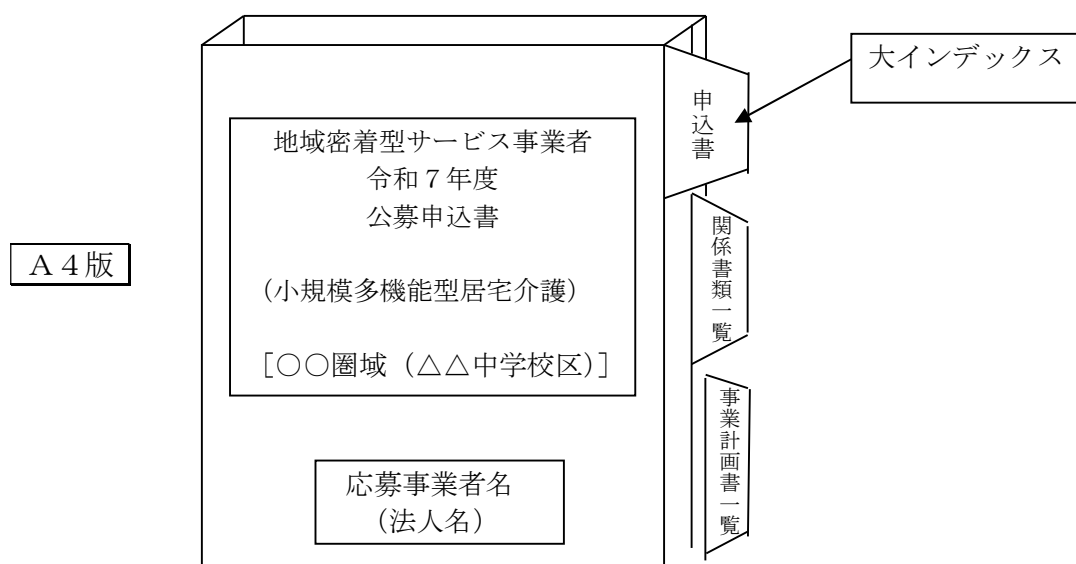
(4) 提出書類

正本 1 部

(5) 提出書類の体裁

書類の体裁は、次のように整えてください。

< 提出書類の綴じ方参考例 >



- ① 図面以外は原則A4判で作成してください。
- ② 提出書類はA4ファイルに調製し正本1部を提出して下さい。
- ③ ファイルには法人（個人）名、応募圏域名がわかるように表紙、背表紙をつけて下さい。
- ④ 書類ごとに合紙を挟み、その合紙にインデックス（以降「大インデックス」という。）をつけてください。大インデックスは「公募申込書」「関係書類一覧」「事業計画書一覧」「添付資料一覧」の4種類作成し、該当する書類はそのインデックスごとに仕分けしてとじてください。
- ⑤ さらに、大インデックスの「事業計画書一覧」にとじる書類ごとに合紙を挟み、その合紙に「様式番号」の小インデックスを、「添付資料一覧」にとじる書類ごとにも合紙を挟み、その合紙に「項目番号」の小インデックスをつけて、書類検索が容易となるよう整理してください。

(6) 事業計画立案の際の注意点

事業計画は、介護保険事業者として適切な運営をすることを見据えて立案する必要があります。

特に設備に関しては、事業計画を提出する段階で、介護保険事業者指定基準や建築基準法等関係法規以外にも、介護保険サービス事業所として、高齢者の安全の確保や職員の適切な介護サービスの提供に配慮された設計であるかどうかを検討する必要があります。

これは、設備に関する問題点は早い段階で解消しておかないと、開設後にご利用

者や介護職員に対して負担をかけることになり、適切な運営が難しくなるからです。

事業計画の審査の際は、「第5 公募の概要（4）審査・選定方法〔選定基準の項目・内容〕」に沿って事業計画を審査しますので、参考にしてください。

（7）基本方針の策定

小規模多機能型居宅介護は利用者の様態や希望に応じて、「通い」、「訪問」、「宿泊」のサービスを、看護小規模多機能型居宅介護については「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」のサービスを、それぞれ柔軟に組み合わせて提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものです。

基本方針は、「鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（以下「基準条例」）に基づき、次のとおり示されています。

基本方針 基準条例第82条

指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

基本方針 基準条例第191条

指定地域密着型サービスに該当する看護小規模多機能型居宅介護の事業は、指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

（鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第63条）

指定居宅サービスに該当する訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた自宅や地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を支える重要なサービスです。

一つの事業所から様々なサービスを定額料金で受けられることや、なじみの場所でなじみのスタッフから連続してケアを受けられることから、利用者にとっても大変使いやすいサービスです。

しかし、サービス内容などが細かく定められていないことから、運営事業者が利用者像などを理解していないと、経営が難しくなります。

そのため、持続可能な事業経営を行うためには、地域のニーズに見合った基本方針や理念をしっかりと立て、介護保険事業者としての役割を認識したうえで地域住民や関係機関と連携を保ちながら、利用者に適切なサービスを提供することが大切です。

す。

事業所運営の骨子となる基本方針及び理念については、事業計画段階における審査においても審査対象項目としており、「事業所運営の考え方や事業計画は、具体性があり、地域密着型サービスの理念を具現化したものであること。」を求めています。

(8) 収入の少ない方に配慮した宿泊費等の検討

宿泊費や食費等のサービス料金の検討に当たっては、収入の少ない方も利用できるように宿泊費や食費等の設定にご配慮いただきますようお願いいたします。(※特に施設整備に補助金を活用される場合は、積極的に検討いただきますようお願いいたします。)

宿泊費等については、事業計画段階における審査においても審査対象項目としており、「家賃、光熱水費等の施設利用料は、所得の低い高齢者に配慮した料金設定となっていること。(※必須要件ではないが、低所得の高齢者に配慮した料金計画を評価するもの。)」を求めています。

第5 公募の概要

(1) 事業者募集方法（公募・選定）

地域密着型サービスについては、計画に沿って、日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めていく必要があることから、整備を希望する全ての事業者から事業計画書等を提出していただき、提出書類を審査の上、指定予定事業者として選定します。

(2) 応募要件

「第3 応募資格」の要件を満たさない法人は、応募書類を提出することはできません。さらに、指定申請までに介護保険法上の全ての指定要件を満たせない場合は、事業計画が選定されても指定をされませんので、ご注意ください。なお、介護保険事業者として指定を受けるには、法人格がなければ指定をすることができません。

また、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にかかっていないことを要件とします。かかっている場合は対象外です。

応募書類の提出後に、虚偽記載や上記の事実が発覚した場合は、選定対象としません。

(3) 募集圏域

以下の日常生活圏域内の中学校区が募集対象です。

応募予定地が募集対象の日常生活圏域に該当するかどうかは、別紙「鳥取市日常生活圏域一覧」「鳥取市日常生活圏域図」を参照してください。

鳥取市公式ウェブサイト「とっとり市地図情報サービス」の中学校区とは一部異なりますのでご注意ください。

・（介護予防）小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域	中学校区	公募数
F 圏域	気高のみ	1 施設 (登録定員 29 人まで)

・看護小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域	中学校区	公募数
A 圏域	北・中ノ郷・西・福部未来学園	1 施設 (登録定員 29 人まで)
C 圏域	江山学園・高草	
D 圏域	湖東・湖南学園	
E 圏域	河原・千代南（旧用瀬・旧佐治）	
F 圏域	気高・鹿野学園・青谷	

（４）審査・選定方法

ア 指定予定事業者の決定は、「鳥取市地域密着型サービス事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、市長が行います。

イ 審査は、提出書類及びヒアリング（20分程度）により、計画の実現性・法令順守や関係機関との調整状況、資金計画、運営後の事業収支安定性等を、下記の「選定基準の項目・内容」に照らして評価を行います。ヒアリングの日程は、書類提出後に直接連絡します。

ウ 各委員は、下記の「選定基準の項目・内容」に提示する審査基準により評価した評価点数の高いものから、事業者の順位を定めるものとします。

エ ウにより、複数の事業者において評価点数が同点の場合、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとします。

オ ウ及びエにより委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を最優秀事業者として選定します。なお、複数の事業者において第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とします。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価点数の合計が最も高い事業者を上位とします。

カ 募集圏域ごとに応募のあった全ての事業計画の内容が、審査の結果、一定水準に満たない場合（介護保険事業者指定基準を満たさない、又は配点250点満点中6割の150点に満たない）は、本件公募について「指定予定事業者なし」とし、再度公募を行うことがありますのでご了解ください。

キ 応募書類の提出時に、事業所設置に活用する土地・建物が自己所有の状態でない場合、現在の所有者に鳥取市から賃貸借に関する同意がとられているか確認をする場合がありますので、ご承知ください。

ク 指定予定事業者の決定を受けた後に事業計画を変更することにより、選定基準の評価が変わってしまう場合は、事業計画の変更を受理できませんのでご了解ください。

【選定基準の項目・内容】

選定基準の項目			内容	配点
Ⅰ 設置主体の評価	(1) 人員体制	1	事業所代表者の経験及び適格性	30
		2	事業所管理者の経験及び適任性	
		3	介護支援専門員の経験及び適任性	
	(2) 法人経営	1	事業実績	30
		2	関係行政庁等の監査及び指導状況	
		3	法人の経営状況	
	(3) その他	1	本社等の所在地	10
Ⅱ 設置計画の評価	(1) 事業所経営	1	事業所運営の考え方	80
		2	事業計画及び収支計画の安定性	
		3	施設利用料の設定	
		4	人材確保と人材育成	

(2) 建設計画	1	建設及び運転資金の確保状況	事業所の建設及び運営に必要な資金については、その調達方法など資金計画が確実であること。また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しがたっていること。	20
	2	建設用地及び建物の確保の確実性	建設用地及び建物の確保（所有又は賃借）が確実に見込まれるものであり、用地又は建物の確保が未確定及び関係機関と未調整等により事業執行に支障が生じる恐れがないこと。	
(3) 施設の利便性・安全性	1	建設用地の利便性	建設用地は、施設利用者の観点から環境、防災、交通利便性等を考慮していること。また当該施設を運営する観点から適切な面積及び形状であること。	50
	2	施設内容及び整備方針	建物は、当該介護保険事業者指定基準上の各設備基準を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様となっていること。	
	3	非常災害時の利用者の安全確保の状況	火災、地震、風水害等の非常災害時の安全対策は、具体的かつ実践可能なものが十分確保された計画となっていること。	
(4) 地域との連携・交流	1	地域との連携の確保	隣接住民、町内会等に対し、事業所開設に係る地元との必要な調整を図っており、地域住民及び他の地域資源との連携を確保できる見通しがたっていること。	20
	2	施設の立地条件	開設事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流機会が確保される地域の中にあること。	
(5) 圏域内の配置	1	圏域内のサービス配置の適正確保	圏域内において可能な限り同種の他の事業所と近接せず、地域における適正な配置が見込めること。	10

(合計 250 点満点)

第6 開設に伴う補助金について

開設に当たっては、鳥取市地域医療介護総合確保基金事業補助金による支援を検討しておりますが、補助金は本市の要望が県に採択され、かつ鳥取市議会において予算の議決が得られた場合に事業化されます。よって、補助金の申請を予定されている事業者におかれましては、補助金を受けられない場合があることを予めご了解の上、応募書類を提出してください。また、下記事業について、補助金の活用を検討する場合は、選定後速やかに長寿社会課にご相談ください。

(1) 地域密着型サービス整備事業

ア 対象経費

建築費・改修費

イ 補助額

1事業所あたり36,600千円（上限）

ウ 施工事業者等選定方法

①ハード補助金を申請しない場合

法人所定の手続きに沿って施工事業者を選定してください。

②ハード補助金を申請希望の場合

【建築工事】

「鳥取市建設工事執行規則」に準じて一般競争入札又は公募型指名競争入札、指名競争入札（5者以上）のいずれかにより執行してください。詳細は「鳥取市地域介護・福祉空間整備事業補助金及び鳥取市地域医療介護総合確保基金事業補助金の申請事務等の手引き」を参照してください。

【工事監理】

工事監理は、専門の業者に設計監理委託を行い、工事の監督や設計変更、施工業者の見積もり調整、施工業者との打合せ、工程の確認、完成引渡し
の立会い、市の工事検査対応に当たらせてください。

エ 交付条件

①ハード補助金を活用される場合は、令和8年3月31日までに補助対象工事を完了することが条件となります。（※工事完了とは、鳥取市が実施する工事検査専門員による完成検査に合格した時が完了となります。）

②ハード補助金を活用される場合は、消防法施行令上スプリンクラー設置義務がない場合であっても、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備を設置することが補助の条件となります。

（2）施設開設準備事業

ア 対象経費

施設の円滑な開設に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、人件費など

イ 補助額

1事業所あたり宿泊定員×914千円（上限）

ウ 交付条件

ソフト補助金を活用される場合は、令和8年3月31日までに補助対象事業を完了することが条件となります。

第7 用地・建築・地域団体等に関する調整事項

（1）建築基準法等の関連法規に基づく手続きの調整

ア 基準条例において、次のように定められています。

設備基準 指定基準条例第87条第1項（第196条第1項）

指定小規模多機能型居宅介護（指定看護小規模多機能型居宅介護）は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

イ 基準条例のほか建築基準法や消防法等の関係法規を遵守した計画であることが前提です。事業計画の審査においても、建築基準法、消防法等の関連法規を遵

守した計画であることが求められます。事業計画書に添付する設計図面や建築関係機関との相談・協議記録等で設置をしても問題がない計画であるかを確認します。

ウ 建築基準法等の関係法規に基づく手続きについては、計画内容により様々ですが、特に改修工事においては、建築基準法に基づく検査済証の有無を確認し、建築確認申請の用途変更の必要性の有無や建築関連条例の適用の有無等の確認をする必要がありますので、必ず関係機関への確認をお願いします。

(2) 立地条件について

ア 立地条件は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが定められています。

事業所の立地 指定基準条例第87条第4項（第196条第4項）

指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護）は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

イ 都市計画法等（市街化調整区域、工業専用地域、地区計画等）、農業振興地域制度（農業振興地域内の農用地区域）などのまちづくりルールにより、それぞれの根拠法令等から福祉施設（建築基準法上の建築用途が児童福祉施設等に該当する施設）を設置することができない地域もあります。事業所用地における関係法令に関する内容を確認し、関係機関と調整を行ってください。

ウ 土砂災害等の危険がある区域等に該当していないことや、緊急車両が通行できる道路があることなども重要です。

(3) 整備に伴う医療連携や地域連携等

ア 基準条例により、協力医療機関や、地域との連携が義務づけられています。

協力医療機関 第104条第1項（第203条準用）

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定看護小規模多機能型居宅介護時御者）は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

イ 定期的な往診や通院だけでなく、緊急時（特に夜間帯）にすぐに連絡が取れる協力体制を構築しておくことが重要です。

ウ 認知症について、専門的見地から助言いただける医師や医療機関との連携も大切です。

地域との連携 第109条及び第203条において準用する第60条の17第3項

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者）は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及

び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

エ 基準条例第109条及び第203条において準用する第60条の17第1項では、運営推進会議の設置についても規定されています。

運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）に知見を有する者とされており、開催頻度は概ね2か月に1回とされています。

このことから、事業計画書を提出する前には必ず事前に地元への説明を行ってください。また、説明にあたっては「鳥取市に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」ということをお伝えいただくことや、「当社はこのような実績があります」といった、法人概要の説明が先行しすぎないように、十分注意してください。

調整が不十分な事業計画は、審査に影響するため、ポスティングのみの説明や、不在のため説明未実施という対応は控えてください。やむを得ない理由で近隣説明を終えていない場合は、締切後であっても説明を行ってもらい、経過を報告していただく場合があります。

単に、事業計画を申請するためのやり取りではなく、地域密着型サービスの理念に基づいて、事業所開設後も近隣住民や自治会町内会、地域包括支援センター、民生委員、医療機関等と良好な協力関係が築けるように工夫していただき、早期の段階から調整を始めてください。

（４）災害への対応

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）にかかっている場合は対象外とします。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、災害の恐れがある土地での計画は極力避けていただき、立地するリスクを踏まえた十分な対策を実施又は検討してください。

第8 鳥取市地域密着型サービスの指導指針について

基準条例で定められた人員、設備及び運営に関する基準の遵守に加えて、「鳥取市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針」（以下「指導指針」という。）で定められた要件も踏まえて計画を策定してください。以下に指導指針の該当基準の抜粋を掲載します。

（１）土地・建物の賃貸借契約の期間

建物及び設備の整備に当たっては、事業の継続性（利用者への援助の継続性）を十分に確保するものとし、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、土地・建物ともに長期間（原則として6年以上とする。）にわたり賃借できるものであるものとする。

厚生労働省令では要件が示されていないが、適切かつ安定した運営を図る観点から、指定時において、建物・設備等を長期間継続して使用できることを要件とする必要があると考えるため。

（２）同一建物内に事業所の主要設備の整備

事業所の主要な設備は、原則として同一建物内に一体的に整備するものとする。やむを得ず同一建物内に整備できない場合は、人員配置や設備等に配慮し、利用者の日常生活やサービス提供に支障がなく、かつ、防災上の問題がないものとしなければならない。

厚生労働省令では要件は示されていないが、利用者の移動の際の安全性や介護の目の行き届きやすさ等から必要であると考えため。

(3) 事業所建物の耐震性の確保

既存の建築物に事業所を開設する場合は、建築物の耐震性の確保に努めるものとする。

厚生労働省令では要件は示されていないが、東日本大震災を受けて、全国的に建築物の耐震化等を始めとする防災対策の強化が求められており、本市においても学校施設や保育所等の公共施設の耐震化を計画的に進めている。認知症や要介護の高齢者を受け入れる介護施設においても同様の取り組みが必要と考えるため。

(4) スプリンクラー設備の整備

消防法施行令別表第一(6)項ハ(1)に掲げるもののうち、スプリンクラー設置が規定されていない事業所においても、スプリンクラーその他の自動消火設備の設置に努めるものとする。これらの設備の設置及び防火安全対策に関しては、あらかじめ所轄消防署と協議し、その指示に従うものとする。

消防法施行令においてスプリンクラー設備の設置義務の基準に満たない小規模多機能型居宅介護事業所においても、認知症又は要介護である高齢者が宿泊している実態を踏まえ、火災発生時の熱、煙等を感知して自動的に消化する又は延焼を防止するための設備が必要であると考えため。(本市においては、設置義務の基準に満たない事業所に対しても、従来からスプリンクラー設備を設置するよう指導を行っている。また、先の長崎市のグループホーム火災を受けた厚生労働省の課長通知においても、設置義務の基準に満たない事業所においても、積極的にスプリンクラー設備を設置するよう要請している。)

(5) 居間及び食堂の面積基準

居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いの利用定員を乗じて得た面積以上を確保するものとする。

厚生労働省令では「居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。」と規定されているが、「適当な広さ」の目安が不明確なため、基準を定める必要があると考えため。(本市においては、従来から「3㎡×通いの利用定員」の面積以上を確保するよう指導を行っている。)

(6) 事業所の設備

事業所の設備は、市条例で定められた設備(居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備等)のほか、要介護者が利用しやすい便所及び洗面設備、事務室(個室又は遮へい物等により他の空間と仕切られた仕様)を設けるものとする。

小規模多機能型居宅介護は宿泊を含めたものであるにも関わらず、厚生労働省令には便所及び洗面設備が規定されていなかった。また、個人情報の管理等の観点から、共用スペースと事務室は分離すべきであるにも関わらず、厚生労働省令には事務室が規定されていなかった。このため基準を定める必要があると考えため。(本市においては、従来から便所及び洗面設備、事務所を設置するよう指導を行っている。)

(7) 運営に関する基準

併設事業所の登録定員については、次に定めるところによる。

ア 小規模多機能型居宅介護事業所（以下「当該事業所」という。）とイに規定する施設（以下「特定施設等」という。）が同一建物内又は同一敷地内に併設される場合には、当該事業所の事業者（以下「当該事業者」という。）は、市が定める基準に基づき当該事業所の運営規程に自主基準を定めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、市が定める基準によらずに自主基準を定めることができる。

イ 特定施設等は、次の施設とする。

- ① 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム）
- ② 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム）
- ③ サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である同項に規定する都道府県知事の登録を受けたもの）
- ④ 高齢者専用賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第64号）の施行の際に現に同令第1条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第5号に規定する高齢者専用賃貸住宅）

ウ アの「市が定める基準」は、当該事業所の登録定員に占める併設された特定施設等の入居者の割合が5分の4以下とする。

エ 当該事業者は、自主基準と比較した登録定員に占める特定施設等の入居者の割合を当該事業所の運営推進会議において毎回報告するものとする。

オ 当該事業者は、運営推進会議の意見等を基に、小規模多機能型居宅介護に対する地域住民の利用希望を適切に把握するとともに、当該事業所に併設された特定施設等の入居者の利用希望を踏まえながら、それぞれの利用の調整を図るものとする。

カ 当該事業者は、やむを得ない理由により一時的に自主基準を超過して特定施設等の入居者に当該事業所の介護サービスを利用させる場合には、運営推進会議に自主基準を超過する理由、超過の解消に至る期間の見込みを説明し、了承を得るものとする。

キ 当該事業者は、やむを得ない理由により自主基準の変更が必要となる場合には、ウにおいて市が定める基準に基づき新たな自主基準に改定し、運営推進会議において了承を得るものとする。

市民（被保険者）に対して安全で良質な地域密着型サービスを提供する観点から、有料老人ホーム等併設型の小規模多機能型居宅介護事業所の運営に対して、次の（１）～（４）について徹底することが必要と考えるため。

- （１）地域密着型サービスの本来趣旨の徹底（介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするための介護サービス）
- （２）事業者による囲い込みの防止
- （３）地域の要支援・要介護認定者の利用機会の確保
- （４）施設入居者の自由なサービス選択の確保

第9 お問い合わせ・連絡先

鳥取市福祉部長寿社会課（管理係）

〒680-8571 鳥取市幸町 71（本庁舎 1 階）

TEL 0857 - 30 - 8211

FAX 0857 - 20 - 3906

E-mail choju@city.tottori.lg.jp

<公募関係書類>

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1747269340875/index.html>

<指定関係書類>

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1549600897979/index.html>